外国人エンジニアの受入れ・就労促進

「国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱」
令和5年１０月６日 内閣府・出入国在留管理庁決定（令和6年9月27日改定）

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業（エンジニアビザ）の概要

外国人エンジニアの在留資格審査期間について、雇用先企業が中小企業やスタートアップの場合、長期化することもあり、入国時期が予見できず、企業が人材を計画的に採用することに困難が生じている。

特例措置

自治体による雇用先企業の経営状況の確認等を要件に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」で入国する外国人について、**認定証明書交付申請の審査の迅速化及び期間の明確化を図る**。

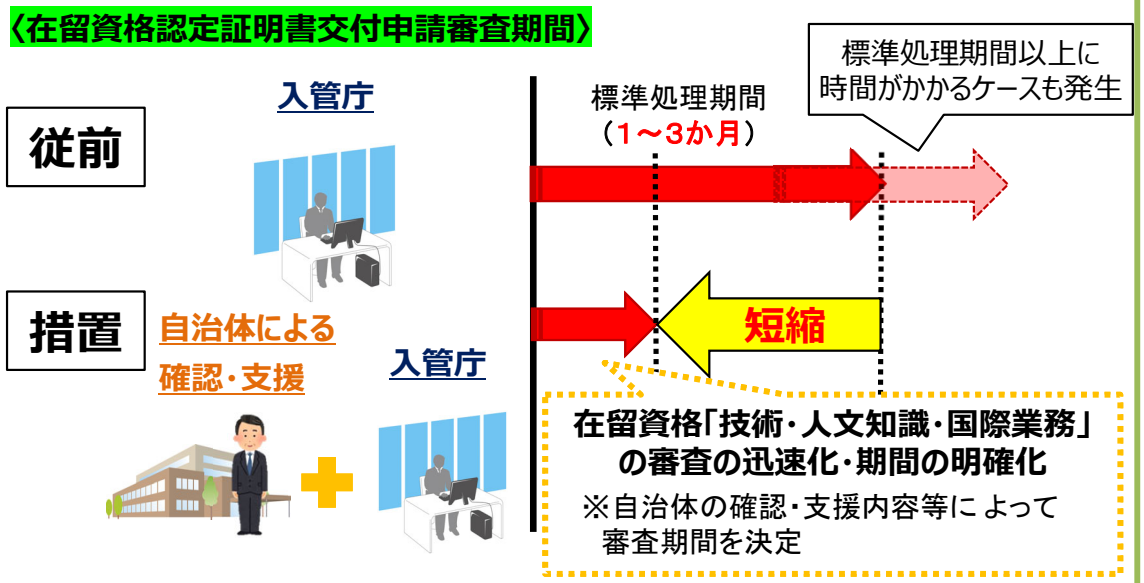

改正の内容

人手不足が深刻となっている半導体関連産業分野の外国人の受入れを円滑に行うため、
エンジニアビザの対象業種に半導体関連産業を追加

従来の対象分野

【IT関連産業】
- 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 情報通信機械器具製造業 等

＋

追加する産業分野

【半導体関連産業】
- 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- 電子応用装置製造業
- 機械設計業
- 労働者派遣業（通訳業務従事者） 等